

議事録

会議の名称	平成30年度 第3回 西東京市総合教育会議	
開催日時	平成31年2月19日 午後4時00分から午後5時30分まで	
開催場所	西東京市役所 防災センター6階 講座室2	
出席者	<p>丸山市長、木村教育長、森本教育長職務代理者、高橋教育委員会委員、米森教育委員会委員、後藤教育委員会委員、山田教育委員会委員 (事務局)</p> <p>池澤副市長、飯島企画部長、古厩企画政策課長、近藤企画政策課企画政策担当主査、神保企画政策課企画政策担当主査、保谷子育て支援部長、飯島子育て支援課長、原島児童青少年課長、日下部子ども家庭支援センター長、栗田健康課長、渡部教育部長、森谷教育企画課長、和田教育企画課課長補佐、等々力学校運営課長、名古屋教育部主幹、内田教育指導課長、宮本統括指導主事、清水教育支援課長、掛谷社会教育課長、堀教育部主幹、大橋公民館長、中川図書館長 (傍聴人) 2人</p>	
議題	<p>1 平成30年度の取組について</p> <p>2 西東京市子ども条例を踏まえた今後の取組について</p> <p>3 次期の教育に関する大綱について</p> <p>4 その他</p>	
会議資料の名称	資料1	西東京市におけるいじめ・児童虐待に関する取組について（教育指導課）
	資料2-1	子ども家庭支援センターの取組について（子ども家庭支援センター）
	資料2-2	今後の相談体制（子ども家庭支援センター）
	資料3	こどもの発達センターひいらぎ児童発達支援事業（概要）（健康課）
	資料4	切れ目のない支援の充実（教育支援課）
	資料5	放課後子ども総合プランに基づく取組（児童青少年課・社会教育課）
	資料6	児童館・学童クラブ等の取組について（児童青少年課）
	資料7	放課後子供教室・地域生涯学習事業の取組（社会教育課）
	資料8	平成30年度 小・中学生及び小・中学生と保護者を対象とし実施した事業（公民館）
	資料9	図書館での幼児・児童・青少年事業（図書館）
	資料10-1	西東京市子ども施策推進本部設置要綱（子育て支援課）
	資料10-2	子ども条例関連スケジュール 【2018年度（平成30年度）・2019年度（平成31年度）】（子育て支援課）
	資料11	次期西東京市教育計画（平成31～35年度）の体系（案）（教育企画課）
	資料12	西東京市教育計画（平成31（2019）年度～平成35（2023）年度）（素案）（抜粋）平成31年1月末日現在（教育企画課）
	資料13	西東京市教育に関する大綱（案）（企画政策課）
	資料14	平成31（2019）年度の教育に関する重点施策（案）等について（企画政策課）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録	
会議内容		

○発言者名：
発言内容

<開会>

○市長：
ただいまから、平成30年度第3回西東京市総合教育会議を開会します。
本日の議題は、「平成30年度の取組について」、「西東京市子ども条例を踏まえた今後の取組について」、「次期の教育に関する大綱について」、「その他」となります。

○市長：
本日の会議は、西東京市総合教育会議会議規則に基づき公開とします。傍聴については、西東京市総合教育会議傍聴要領に基づき10席までの傍聴を認めます。また、会議の議事録については、発言者の発言内容ごとの要点記録とします。以上、会議の公開等について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○市長：
総合教育会議は、教育委員会制度の抜本的な改革の一つとして、長と教育委員会との連携強化等を図るために、平成27年度から設置した会議です。
今年度第1回の会議では、今年度の教育に関する重点施策として、「いじめ・虐待の対策」、「切れ目のない支援の充実」、「子どもの居場所の充実」の3つを定め、それぞれの重点施策に基づく市長部局及び教育委員会の今年度の取組について、報告をさせていただきました。
本日は、今年度の取組の報告と意見交換、西東京市子ども条例を踏まえた今後の取組についての報告、次期の教育に関する大綱の決定、次期の教育に関する大綱に基づく来年度の重点施策等の意見交換をしたいと考えています。

議題1 平成30年度の取組について

○市長：
それでは、議題1「平成30年度の取組について」に入ります。
各担当課より、重点施策に基づく今年度の取組について報告をお願いします。
まずは、「いじめ・虐待の対策」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

西東京市におけるいじめ・児童虐待に関する取組について(教育指導課) <資料1>
子ども家庭支援センターの取組について(子ども家庭支援センター) <資料2-1>

○市長：
「いじめ・虐待の対策」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○市長：
資料1の西東京ルールの徹底により、緊急性の高い児童虐待の発見につながったケースは

ありましたか。

○宮本統括指導主事：

西東京ルールにより、5日連続欠席した場合は、家庭訪問し、状況を確認しています。虐待以外の場合にもルールを徹底していることから、頻繁に家庭訪問しています。これまで、緊急性の高いケースはありませんでした。

○山田委員：

資料2-1の個別ケース検討会議について、相談種別で見ると虐待が多いですが、その後、解決したのでしょうか。

○日下部子ども家庭支援センター長：

緊急性が高い場合、一時保護により、親と子どもを離し、子どもの生命の安全を確保したうえで、その後、親子への援助や課題の検証を行います。

保護した後、親子の状態を見て、子どもを家庭に戻せると判断しても、地域として受け入れ準備が整うまで家庭に戻せないこともあるため、解決までに非常に時間を要します。

○市長：

次に、「切れ目のない支援の充実」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

子ども家庭支援センターの取組について(子ども家庭支援センター) <資料2-1 >

今後の相談体制(子ども家庭支援センター) <資料2-2 >

こどもの発達センターひいらぎ児童発達支援事業(概要)(健康課) <資料3 >

切れ目のない支援の充実(教育支援課) <資料4 >

○市長：

「切れ目のない支援の充実」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

○森本委員：

資料2-1の「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握」において、把握対象児童について渡航歴調査、居宅訪問、関係機関の目視により全員の安全が確認されたとのことですが、実態の把握と合わせて必要な支援への繋ぎを行った例もあるのですか。

○日下部子ども家庭支援センター長：

支援が必要なケースがあった場合には、その後も関わりを持っていますが、今回は、海外渡航や転入して間もないご家庭などが多かったため、支援の必要なケースは見受けられませんでした。

○米森委員：

資料2-2について、これまでも児童相談所や子ども家庭支援センターなどが連携して相談にあたっていますが、今後はどのように変わるのですか。また、そのねらいはなんですか。

○日下部子ども家庭支援センター長：

これまでは、通告を受けたところが中心となって必要な支援を行うこととされてきました。そのため、児童相談所が通告を受けた場合、子ども家庭支援センターへ引き継いだ時点で、ある程度、解決しているケースも見受けられました。

より高い専門性が求められるケースや重篤なケースに、児童相談所が早期に対応できるようにするため、身近な支援が適切と考えられるケースは、子ども家庭支援センターが中心となって支援を行うこととなりました。

○高橋委員：

森本委員がご質問された、資料2-1の家庭以外との接触がない子どもの洗い出しのなかで、どのように虐待の疑いを見極めているのですか。

○日下部子ども家庭支援センター長：

海外渡航により確認できないケースは除いて、原則、目視による確認を行っています。

○高橋委員：

資料2-2の逆送致について、重篤でないケースは、子ども家庭支援センターが支援を行うとのことでしたが、子ども家庭支援センターが受理した時点で、重篤か判断がつかないケースもあるのではないのでしょうか。また、児童相談所から子ども家庭支援センターへの引き継ぎ体制は、整っているのですか。

○日下部子ども家庭支援センター長：

子ども家庭支援センターと児童相談所との連携・協働のための「東京ルール」「共有ガイドライン」では、例えば通告受理から何時間以内であれば、原則どちらが対応するなど、細かく整理されており、また見直しもされています。

また、引き継ぎ体制については、来年度から、児童相談所と子ども家庭支援センターで児童相談体制にかかる検討会を新設し、連携のあり方について検討する予定です。

○後藤委員：

資料2-2の今後の相談体制について、学校との連携や情報共有をどのように図るのですか。

○日下部子ども家庭支援センター長：

不登校の児童については「西東京ルール」による対応を徹底するとともに、情報を抱え込まず組織で対応するため、学期ごとに外部委員会を開催し、「気になる」段階から情報を共有しています。

さらに、未就学から就学への情報共有のシステム化について、庁内検討委員会において検討を進めています。

○市長：

次に、「子どもの居場所の充実」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局説明)

放課後子ども総合プランに基づく取組（児童青少年課・社会教育課）＜資料5＞

児童館・学童クラブ等の取組について（児童青少年課）＜資料6＞

放課後子供教室・地域生涯学習事業の取組（社会教育課）＜資料7＞

平成30年度 小・中学生及び小・中学生と保護者を対象とし実施した事業（公民館）＜資料8＞
図書館での幼児・児童・青少年事業（図書館）＜資料9＞

○市長：

「子どもの居場所の充実」について、事務局より説明がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

（意見、質疑なし）

○市長：

ご意見ありがとうございました。

教育に関する重点施策は、本市が取り組むべき重要な課題であると認識しております。来年度も引き続き、教育委員会と連携して課題解決に向けた取組を進めてまいりたいと思います。

議題2 西東京市子ども条例を踏まえた今後の取組について

○市長：

次に、議題2「西東京市子ども条例を踏まえた今後の取組について」に入ります。事務局より報告をお願いいたします。

（事務局説明）（子育て支援課）

西東京市子ども施策推進本部設置要綱（子育て支援課）＜資料10-1＞

子ども条例関連スケジュール 【2018年度（平成30年度）・2019年度（平成31年度）】
（子育て支援課）＜資料10-2＞

○市長：

事務局よりこれまでの取組の経過、今後のスケジュールについて報告がありました。皆様からご意見やご質問等ございますか。

（意見、質疑なし）

○市長：

特にないようなので、スケジュールに沿って取組を進めていただきますよう、よろしくお願ひします。

議題3 次期の教育に関する大綱について

○市長：

次に、議題3「次期の教育に関する大綱について」に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

（事務局説明）

次期西東京市教育計画（平成31～35年度）の体系（案）（教育企画課）＜資料11＞

西東京市教育計画（平成31（2019）年度～平成35（2023）年度）（素案）（抜粋）平成

31年1月末日現在（教育企画課）＜資料12＞

西東京市教育に関する大綱（案）（企画政策課）＜資料13＞

平成31(2019)年度の教育に関する重点施策（案）等について（企画政策課）＜資料14＞

○市長：

事務局より次期教育計画及び次期の教育に関する大綱について説明がありました。次期教育計画における4つの基本方針を大綱に位置付けるとともに、これまでの重点施策に新たに学校施設の適正規模・適正配置を追加することについて提案がありました。

本日は、大綱の方向性について決定いただくとともに、重点施策については、本日のご意見を踏まえて、来年度第1回の総合教育会議で決定したいと思います。

皆様からご意見やご質問等ございますか。

○米森委員：

大綱については、今後策定される次期教育計画の基本方針を大綱とすることに異論はありません。重点施策である「いじめ・虐待の対策」について、継続して取り組むことに異論はありませんが、今後の考え方として、虐待に関する部分については、学齢期を問わず、子ども全般に関わる取組として捉えていくことが重要と考えます。新規の重点施策として提案のあった「学校施設の適正規模・適正配置」に関して、環境の充実といった記述もありますが、施設老朽化への対応は常に重点施策と考えますので、子どもの「生きる力」や「学び」といった別の視点で、オリンピックに向けた取組であるとか、オランダと連携した学習などの短期的な取組を重点施策として位置付けてもよいのではないかと思います。

○森本委員：

「学校施設の適正規模・適正配置」について、教育環境の充実という点では基本的な部分であり、外せないものと考えますが、ハード面の環境整備だけでなく、小中連携強化のための適正配置など、ソフトの面からも、子どもたちにとってより良い教育環境の充実につながるような検討を含むものであれば、理解できます。

○高橋委員：

公共施設の老朽化対応や建て替えなどの検討と合わせて「学校施設の適正規模・適正配置」を重点施策として位置付けることで子どもたちの教育環境をどのようにしていくのか、より具体的な説明があったほうが良いと思います。

また、重点施策の取組としては、保護者や児童・生徒の中で顕在化している課題に対して支援策の検討が可能な項目を重点施策とすることが望ましいのではないかと感じました。

1点、質問なのですが、資料12「西東京市教育計画（平成31（2019）年度～平成35（2023）年度）（素案）（抜粋）平成31年1月末日現在」の中の基本方針4の「『学び』を身近に感じ『学び』を実践できる社会の実現に向けて」について、現教育計画の基本方針の「いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて」から変更した経緯を教えてください。

○山田委員：

「学校施設の適正規模・適正配置」は教育環境の充実に向けて取り組む施策の1つであり、他にICTなどの環境整備にも取り組むのであれば、重点施策としては次期教育計画(素案)に方向性として掲げられている「時代の変化に対応した学習環境等の整備」としたほうがよいのではないかと思います。

○後藤委員：

私も同じ意見です。また、継続して取り組む重点施策は、どれも重要と考えますが、「健康」・「運動」・「スポーツ」・「体力向上」に関連する施策があってもよいのではないかと思います。

○市長：

委員の皆様からご意見、ご質問をいただきましたので、事務局より回答をお願いします。

○企画政策課長：

新規追加項目の案としてお示した「学校施設の適正規模・適正配置」について、より良い学校環境づくりを目標とするものですが、実現に向けたロードマップをどのように作っていくかが大きな課題と考えております。ハード面に関する計画づくりが教育委員会と市長部局それぞれの課題としてあるため、ポイントを絞りすぎた感じはございますが、適正な配置を検討する中で、今後、「学校を核としたコミュニティ」づくりが重要なポイントと考えております。総合計画においてはコミュニティにおけるエリアをどのように定めていくかが今後5箇年における課題となっており、施設としての学校の位置づけは重要なものとなっております。また教育計画においても地域との連携や協働の仕組みづくりが課題となっているものと認識しています。重点施策の項目名称等や目指すところといった点については再度、表現等も含め検討させていただきます。スポーツや体力向上といった視点での施策については今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○企画部長：

学校施設のハード面について踏み込んだ議論をするのではなく、市全体で取り組む公共施設等総合管理計画の改定と教育委員会で取り組んでいく学校施設長寿命化計画の策定状況などを適宜報告させていただき、ソフト面での環境整備、教育環境の充実についてもご議論いただきながら、検討を進めていく必要があると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○教育企画課長：

高橋委員からの、次期教育計画の基本方針に関するご質問にお答えします。資料12の「西東京市教育計画（平成31（2019）年度～平成35（2023）年度）（素案）（抜粋）平成31年1月末日現在」の7ページ以降の部分で、現教育計画の基本方針ごとにとり組成果を整理したところです。「社会全体での教育力の向上に向けて」と「いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて」は、主に社会教育における取組にかかわる項目となっており、次期計画においては、基本方針4の「『学び』を身近に感じ『学び』を実践できる社会の実現に向けて」としてまとめたものとなります。

○市長：

他になれば、全体を通じて、教育長から意見、感想などお願いします。

○教育長：

子ども条例が制定されて、来年度は、各課の連携強化が重要になってくると考えますので、教育委員会としても取組の充実を図ってまいりたいと思っております。学校施設の適正規模・適正配置についても、様々なご意見をいただきましたが、子どもたちの教育の場としての学校は当然のこと、公共施設として、今後の学校がどのような役割を果たしていくべきか、総合教育会議の中で議論してまいりたいと思っております。

議題4 その他

○市長：

最後に、議題4「その他」となります。事務局より連絡事項をお願いします。

(事務局説明：会議資料と会議録の公表、次回開催予定について)

○市長：

他にはよろしいですか。

(意見等なし)

○市長：

これもちまして平成30年度第3回西東京市総合教育会議を閉会します。
ありがとうございました。

<閉会>